

2025 年度 河川技術者資格
【 河川維持管理技術者講習更新講習 】

【名古屋会場】

受 講 日	2025 年 11 月 14 日 (金) 13:20～16:30
開 場 時 刻	13 時 00 分
会 場 名	安保ホール 6 階「601 号室」(講義)、5 階「501A」、「501B」(討議)
会 場 住 所	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-15-9
会場アクセス	https://www.abohall.com/access/
注 意 事 項	違法駐車厳禁。公共交通機関をご利用ください。 受講会場内の指定場所で飲食・喫煙可。 ただし、ゴミ等はお持ち帰り願います。

■ スケジュール ■

No.	時 間	項 目
	13:10～	講習会の進め方および注意事項の説明
1	13:20 ～ 13:30 (10 分)	あいさつ (資格の背景・意義・活用・期待等)
2	13:30 ～ 15:20 (110 分)	グループ討議 (テーマは別紙参照)
3	15:20 ～ 15:30 (10 分)	休 憩
4	15:30 ～ 16:30 (60 分)	講 演 『「河道の管理」を考える』

◇討議テーマ

- ・ 流下能力を維持するための河道管理

◇設問及び設問に関する図表等【設問（背景・課題）】

- ・ 近年、全国各地で頻発する洪水被害への対応として「3ヶ年緊急対策」や「5ヶ年加速化対策」により河道内の堆積土砂の除去や樹木伐採等を充填的に実施し、河道の流下能力を高め、氾濫の危険性の解消を目指している
- ・ また、上流ダム群や横断工作物により高度に水利用が行われていることから、河道内の樹林化と河床の局所的な深掘れによる2極化が見受けられ、河川改修後の土砂の再堆積の問題や樹木の管理が必要となっている
- ・ これらの対策は、河川改修後の適正な維持管理によって持続的な効果の維持を見込んでいるものとするが、土砂の再堆積や樹木の再繁茂が発生している実態が見受けられる

【設問（基本）】

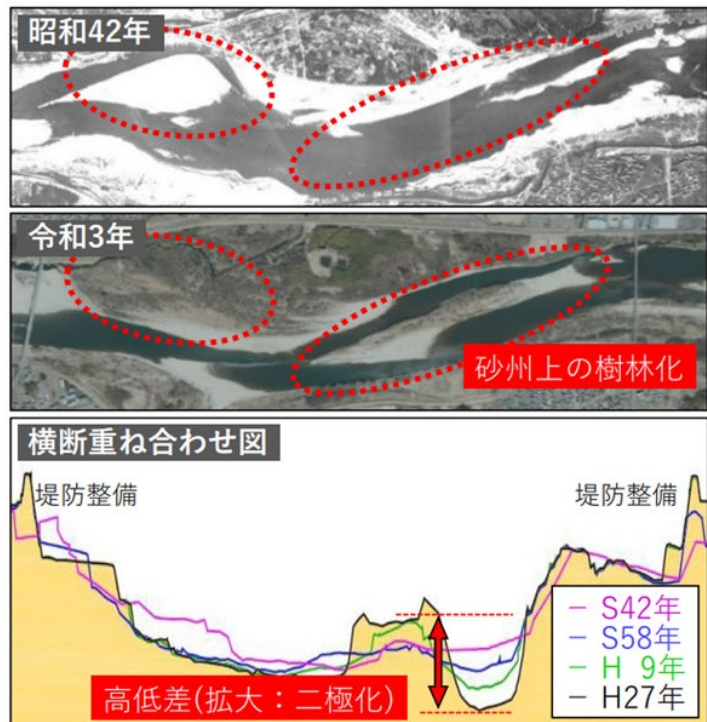
- (1) 代表的な河川における、土砂の堆積、樹木の繁茂等、河道の流下能力を低下させている状況とその原因を抽出してください。
- (2) これまでに経験した河道掘削後に樹木の再繁茂を生じにくくする効果的な掘削形状や掘削方法、または参考とした取り組みについて具体的事例を記述してください。
- (3) 河道掘削後の土砂の再堆積について、効果的な維持管理を行う上で必要なモニタリング項目について過去の経験も踏まえて具体的に記述してください。

【設問に関する図表等】

次ページへ

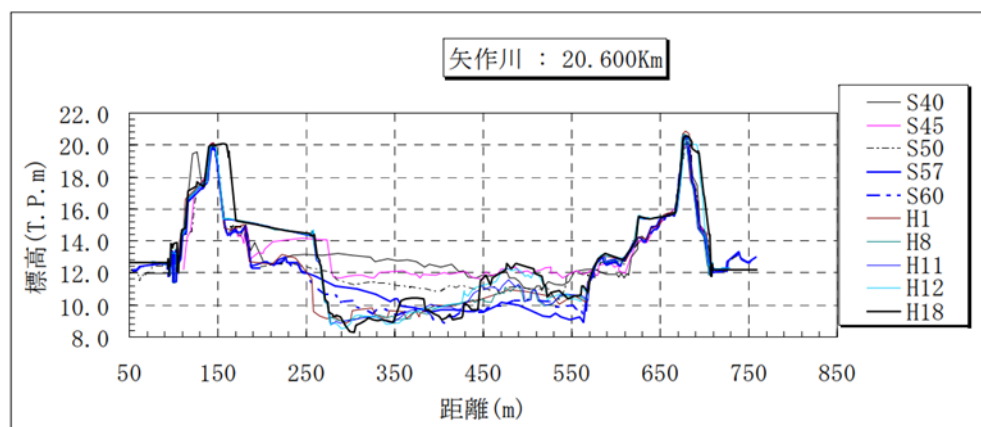
【設問に関する図表等】

二極化の進行状況例(木曾川51.4k)



二極化によりヨシ原・緩流環境等に影響

水域と陸域の二極化が生じ、
砂州が固定化されている。



【持ち物】

- ・受講票（受講番号お知らせメールを印刷してご持参ください）

※ 受講票（受講番号お知らせメール）は郵送ではなく、「iJuken システム」に登録したメールアドレス宛に 8 月中旬頃に送信します。

- ・筆記用具
- ・本人確認書類（必ずご持参ください）

※ 本人確認書類として、（ア）か（イ）いずれかの証明書での本人確認が必要となります。

（ア）の顔写真付きの証明書の場合は、1 点の提示による本人確認を行います。

（ア）の証明書が用意できない方については、（イ）の証明書の 2 点の組み合わせを提示することで本人確認とします。

（ア）1 点で確認可能な顔写真付きの証明書

パスポート、運転免許証、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）

住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード

その他公的機関が発行する写真付き証明書

（イ）2 点の組み合わせで確認可能な証明書

学生証（写真無し）、社員証（写真無し）、クレジットカード（自筆署名付き）

公立図書館・施設利用者カード（自筆署名付き）、健康保険証（カード）、住民票

その他公的機関が発行する証明書

【各会場共通の注意事項】

1. 受講会場の変更はできません。
2. 受講料は如何なる場合も返金できかねます。また、次回以降の講習会の受講料に充当することもできません。
3. 一部の会場を除いて受講者用の駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
4. 開始時刻の 20 分前より受付を行います。
5. 開会前に講習会の進め方および注意事項についての説明がありますので、開始 10 分前にご着席ください。
6. 受講票を忘れた場合、上記の本人確認書類により本人であることが確認できた場合に限り受講できます。
7. 遅刻した場合も受講できますが、開始時刻を 20 分以上遅れた場合や早退等により 20 分以上退席した場合には講義の欠席とみなし、講習の修了は認められません。
8. 遅刻・欠席をする場合の連絡は不要です。
9. 途中退室は一切できません（トイレ、急病は除く）。
10. 録音・録画・写真撮影は禁止します。
11. 会場では運営スタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合や迷惑行為等があった場合は、その場で退室していただきます。

- 1 2. 宿泊、飲み物等は、各自でご準備ください。
- 1 3. 喫煙は指定の場所をお願いします。
- 1 4. ゴミは各自お持ち帰りください。

【受講証明書】

- ・ 講習会終了後、受講証明書を配付いたします。
- ・ 受講証明書は、資格登録の更新手続きの際に添付してください（提出は必須・コピー可）。
なお、当証明書は、CPD 単位取得の受講証明も兼ねます。

★ 河川教育機構認定 CPD 単位：12.0 単位（3.0 単位（180 分）×4 倍）

（注）CPD 協議会の構成団体の CPD プログラム認定は受けていません

資格登録更新手続きについて

(HP にて 6/27 公表の資料を再掲)

[更新手続きの受付期間] 9 月 1 日～12 月 31 日を基本とし、2026 年 3 月 31 日(消印有効)まで

※ 2025/9/1 以前および 2026/4/1 以降は受理できませんのでご注意ください。また、メール等による事前審査もできません。ご了承ください。

- ・ 資格登録の更新手続きについては、「Ⅲ-Ⅱ 河川技術者資格 登録更新の手引き」p. 9～をご参照ください。
- ・ 更新に必要な CPD 単位の取得および単位の証明方法については、「河川技術者資格 CPD 制度のしくみ(資格登録更新者向け)」を必ずご一読ください。

「Ⅲ-Ⅱ 登録更新の手引き」 https://www.ree.or.jp/outline/3-2_renewal-of-registration.pdf

「CPD 制度のしくみ(資格登録更新者向け)」 https://www.ree.or.jp/program/cpd_renewal.pdf

[CPD 単位の証明方法別の必要書類] ※ 以下のページ番号は、「CPD 制度のしくみ」のページです

① CPD 協議会の構成団体発行の証明書による証明 (p. 4 参照) 若しくは機構が認定する証明書 (p. 5 参照) による証明 (CPD 単位数審査料免除) ・ CPD 協議会の構成団体の公印のある証明書、明細書 (*1) (注) 構成団体の証明書とは講習会等の受講時に配付される受講証明書とは別のものです。 ・ 機構が認定する証明書資料 (p. 7 参照) ・ (様式 b) CPD 単位数計算書 (CPD 協議会構成団体の証明書を利用する場合) (p. 14 参照)
② 個人申告による証明 (p. 7 参照) ・ (様式 d) 継続学習経歴書 (添付書類: 受講証明書 (*2) ほか p. 7、p. 19 参照) ・ (様式 e) 業務経歴書 (添付書類: 契約書のコピーほか p. 8、(様式 e) p. 21 の備考を参照) ・ (様式 c) CPD 単位数計算書 (個人申告による場合) (p. 17 参照)
③ ①と②の併用による証明 (p. 8 参照) (CPD 単位数審査料が必要) ・ 上記の①+②

※ ①～③ 共通の必要書類: (様式 a) 資格登録更新申請書, 更新講習の受講証明書

※ 各種様式は最新版をご利用ください。ホームページからダウンロードできます。

[特にご留意いただきたい点]

- ・ 資格更新に必要な CPD 単位数は、対象期間 [資格登録日 (現登録証に記載の登録年月日) ～更新申請日 (更新手続きの際の申請日)] で決まり、この期間の CPD 単位が有効です。それ以前に参加した講習会等のプログラム単位、従事した業務期間 (様式 e: 業務経歴書) は含むことはできません。必要な単位数は、「CPD 制度のしくみ」(資格登録更新者向け) p. 2 の表でご確認ください。
- ・ CPD 協議会の構成団体の証明書の期間に対象期間外も含まれる場合は、除外する単位数がわかるよう印をつけた明細書を添付してください。(*1) *主な CPD 構成団体の証明書、明細書は p. 6 を参照
- ・ (様式 e) 業務経歴書の証明者印は省略できます。
- ・ 受講証明書は氏名・所属・開催時間等、必要事項が空欄の場合は無効になります。(*2)
- ・ 河川教育機構認定プログラムの受講証明書の CPD 単位は、すでに 4 倍になっています。